

大泉・石神井・三原台周辺地区 まちづくり検討会について

● 会の目的は？

外環本線や外環の2の整備に伴い、具体的なまちづくりについて検討することを目的とします。

● 何を検討するの？

地区にふさわしい土地利用や建物を建てる際のルール、地区内の道路ネットワークのあり方などを検討します。

● 構成メンバーは？

町会・自治会や商店会から推薦された方および公募の方により、30名程度で構成します。

● 活動期間等

令和2年1月から区がまちづくり計画を策定するまでとします。
検討会は、概ね2年間、2か月に1回程度、平日夜間2時間を予定しています。



検討会への参加者を募集します！

検討会への参加を希望される方は、締め切り日までにお電話等でご応募ください。後日、応募用紙を送付しますので、必要事項を記入の上ご返送ください。

■ 応募資格

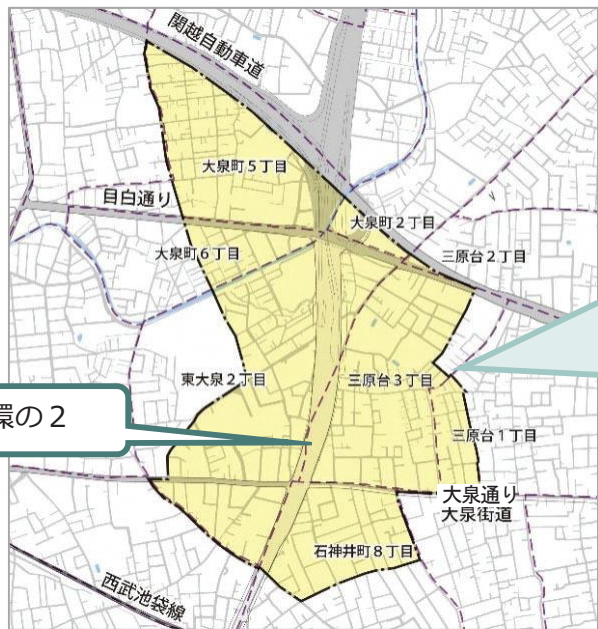
下図の募集範囲に居住している方、土地や建物の権利をお持ちの方、または、事業を営んでいる方で、上記の「会の目的」に賛同し、検討会に継続的に参加できる方

■ 募集人数

10名弱 ※年齢構成や地域のバランス等を勘案し、選考します。

■ 締め切り

令和元年12月4日（水）まで（受付時間：9時～17時、土・日曜日を除く）



<今回の検討組織の区域（募集範囲）>
 三原台一丁目（29～37番、38番（3～8号））
 三原台二丁目（21番）
 三原台三丁目（1～21番、26～31番）
 石神井町八丁目（41番～56番）
 東大泉二丁目（1番、3～6番、8～33番）
 大泉町二丁目（1～3番）
 大泉町五丁目（1～30番）
 大泉町六丁目（1～10番）



問い合わせ先 練馬区 都市整備部 新宿線・外環沿線まちづくり課 担当：江原、田中
 電話：03-5984-1278 FAX：03-5984-1226 e-mail：EN-MACHIO3@city.nerima.tokyo.jp

大泉・石神井・三原台周辺地区

まちづくり通信

創刊号
令和元年（2019年）11月

発行：練馬区都市整備部新宿線・外環沿線まちづくり課

大泉・石神井・三原台周辺地区 具体的なまちづくりの検討を進めていきます。

練馬区では、外環本線と外環の2の整備に合わせ、沿道のまちづくりに取り組んでいます。

当地区では、平成27年度に地区の将来像を示した「大泉・石神井・三原台周辺地区まちづくり構想」を策定しています。

現在、道路整備が進み、まちが大きく変化しつつあることから、まちづくり構想をベースにしながら、地域の皆さまと具体的なまちづくりについて検討を進めていきます。

この度、「まちづくり検討会」を立ち上げ、土地利用や建物を建てる際のルールなどを検討していきます。（詳しくは中面以降をご覧ください。）

外環の2とは

外環本線の地上部街路のことです。外環の2は、南北交通の円滑化や環境面、防災面からも重要な道路です。

検討内容の例

※写真はイメージになります。

外環の2の沿道の街並みは？

適切な土地利用

住宅地の環境はどうあるべきかな？

生活道路の安全性の確保 農地や緑の保全

防災性を向上させるには？

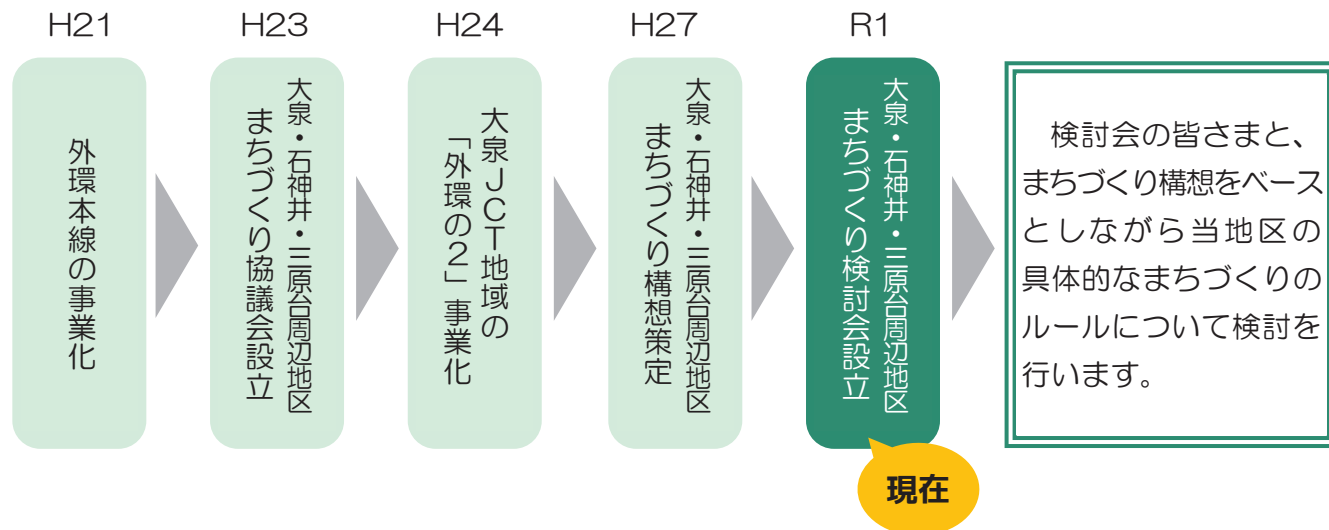
安全な道路の確保

検討会で話し合う内容

- ★まちの課題の共有
- ★将来の外環の2の沿道の街並みや住宅地の環境のあり方の検討
- ★将来像を実現するためのルールの作成

大泉・石神井・三原台周辺地区について

●これまでの経緯と今後の流れ



●●当地区の現状や外環の2による影響

当地区には、従来から住環境や防災面で課題のある場所が見受けられます。また、外環の2の整備に伴い、生活環境への影響がある一方、防災性の向上や外環の2の沿道の土地利用の促進などが見込まれます。外環の整備を契機に将来のまちの姿を検討していく必要があります。

防災

- ・狭あい道路(※1)が多く、消防車の通行や、消防活動が困難な地域が存在する。
- ・避難拠点となる小中学校周辺に狭あい道路や背の高いブロック塀が見られる。

環境

- ・宅地開発等による農地・民有地の“みどり”が減少している。
- ・身近に公園がないエリアがある。

くらし

- ・狭あい道路沿いに小規模な敷地が集積する街区が一部に存在する。
- ・道路(通路)の位置づけが良くないため、建替えが困難な敷地が存在する。

※1 狭あい道路…幅員4m未満の道路

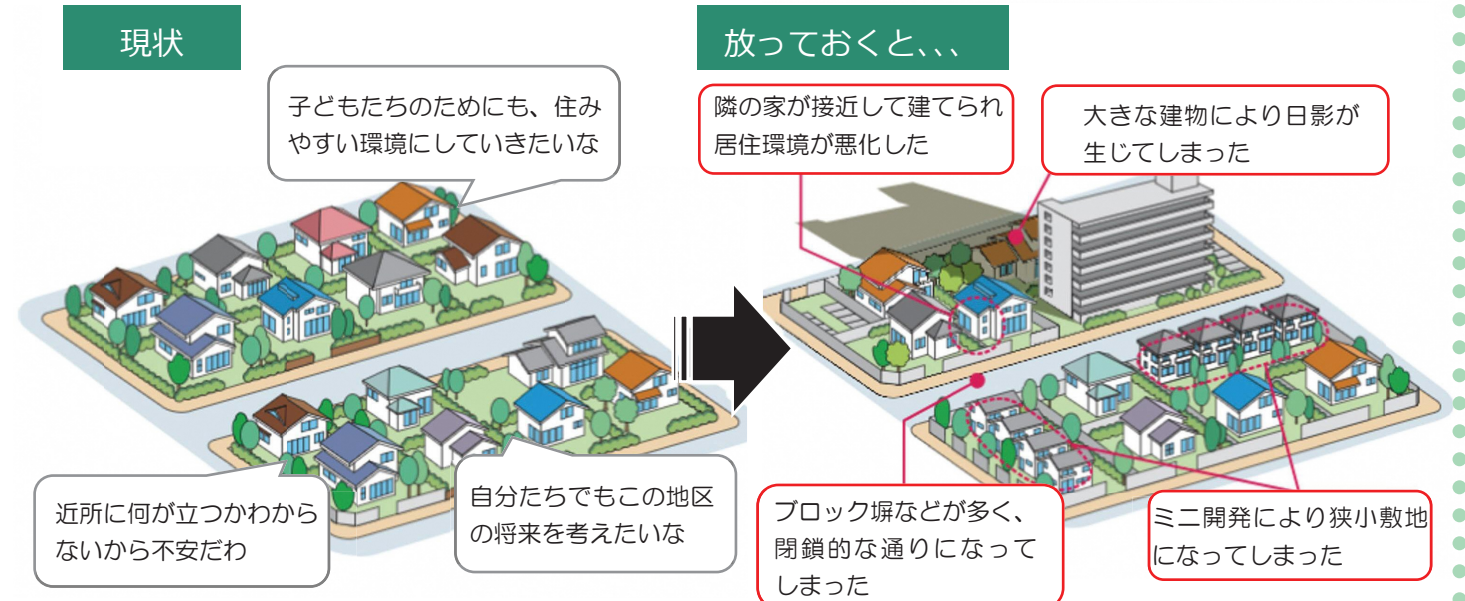
※2 延焼遮断帯…市街地における火災発生時に、延焼を防ぐ道路や河川等

外環の2整備による影響

- ・近隣小中学校の通学路の一部で外環の2を横断するため、迂回する必要がある。
- ・延焼遮断帯(※2)の形成により、防災性が高まる。
- ・外環の2の沿道の土地活用の意識が高まる。

●●●まちづくりの必要性

当地区には、災害時に危険性のある場所や生活する上で課題のある場所が存在します。何もしなければ宅地の細分化が進むなど、現在より住みにくい環境になってしまう可能性があります。そのため、将来を見据えて地区の特性に合わせたきめ細かな“まちづくり”が必要です。



上図：全国地区計画推進協議会「地区計画パンフレット」より

～地区内で起こり得る問題～



●●●●まちづくりのルール

理想のまちを実現する方法として、まちのルールを定める方法があります。内容は災害時を考慮したルールや日常の住環境を良くするルールなど様々です。例として以下のものがあります。

- ・広い敷地を維持するルール
- ・隣の建物との距離を一定以上設けるルール
- ・道路を拡張した部分にモノを置かないルール
- ・敷地内を緑化するルール
- ・垣や柵に関するルール



- ・建物外観の色に関するルール
- ・建物高さを制限し、街並みを整えるルール

様々な種類があります。



募集中!

まちづくり構想をベースとしながら当地区の具体的なまちづくりの検討を進めていくため、『大泉・石神井・三原台周辺地区まちづくり検討会』を設立します。参加を希望される方は、4頁の『会の目的』・『活動期間等』・『応募資格』などをご確認のうえ、ご応募ください。